

**情報通信審議会 電気通信事業政策部会
接続政策委員会（第76回）
事業者ヒアリング発表資料**

2025年12月24日

楽天モバイル株式会社

本日のご説明内容

1. ビル&キープ方式の「原則化」に対する当社見解
2. ヒアリング項目に対する当社回答

本日のご説明内容

1. ビル&キープ方式の「原則化」に対する当社見解
2. ヒアリング項目に対する当社回答

現行制度に対する当社見解

- 総務省殿の研究会を中心に検討が行われ、音声接続に係るビル&キープ方式については**接続当事者間の合意に基づいて選択することが可能**となった
- 個別協議によりどの事業者も**ビル&キープ方式を公平に選択できる現行制度に対して異論はない**

検討経緯

**接続当事者間の合意に基づき選択可能とすることを前提として
総務省殿の研究会を中心に検討が行われてきた**

- **接続料の算定等に関する研究会（令和4年）**
 - ・ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方最終答申（令和3年）」を踏まえ、ビル&キープ方式を選択可能とすることにつき検討を開始
- **接続料の算定等に関する研究会第七次報告書（令和5年）**
 - ・ **接続当事者間の合意に基づき選択可能**とすることが適当
 - ・ 原則化については公開の場で議論を進めていくことが必要
- **電気通信事業法施行規則等を一部改正する省令（令和6年）**
 - ・ **指定事業者の持つ交渉上の優位性を背景とした合意の強要が生じぬよう**、指定事業者に対するルールを整備

現行制度

**接続当事者*の個別協議により
ビル&キープ方式を選択することが可能**

*指定事業者（第一種指定電気通信設備設置事業者及び第二種指定電気通信設備設置事業者）が接続当事者間に含まれる場合は、接続約款に記載の基準を満たす合意が必要

ビル&キープ方式の原則化に対する当社見解

- 仮に原則化を導入する場合においては、**市場の透明性・公平性等が損なわれる懸念がないかを含め検討すべき事項を整理した上で、十分な時間をかけて方針等を慎重に検証・検討すべき**
- 現時点において十分な検証・検討が行われていないことから**原則化は時期尚早であり、現行制度を維持すべき**

ヒアリング事項

総務省殿より、原則化の導入を検討する趣旨の論点が示された

■ ヒアリング項目（案）

論点 1 ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備以後の音声サービスの現状

- ・ IP網への移行後の音声サービスに係る契約数及び音声トラフィックの状況。
- ・ 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書を踏まえて、ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備が実施されたが、その後のビル&キープ方式に関する検討状況。ビル&キープ方式を適用していない場合、その理由。

論点 2 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか。

- ・ 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘についてどのように考えるか。
- ・ ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。
【追加】特にデメリットについて、**具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか。**
- ・ 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。
- ・ 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。
- ・ 利用者料金に及ぼす効果についてどのように考えるか。
【追加】**事業者の投資行動にどのような影響があるか。**
- ・ 仮に原則化を行う場合、我が国の接続制度における位置付けについてどのように考えるか。
- ・ 仮に原則化を行う場合、方式変更に伴う時間的、経済的コスト、影響緩和に関する措置（経過措置等）や、導入時期についてどのように考えるか。

仮に原則化を行う場合、**我が国の接続制度における位置付け**についてどのように考えるか。

仮に原則化を行う場合、**方式変更に伴う時間的、経済的コスト、影響緩和に関する措置**（経過措置等）や、**導入時期**についてどのように考えるか。

原則とは、「多くの場合に共通に適用される基本的なきまり・法則」*であり、公平に選択できる現行制度とは大きく異なる変更と理解

*出所：デジタル大辞泉

当社見解

市場の透明性・公平性等が損なわれる懸念がないかを含め慎重に検証・検討すべき

懸念される事項の例

- 1 大規模事業者の優位性向上
- 2 指定事業者の説明責任欠如
- 3 MVNOにおける予見性低下
- 4 新規参入事業者の成長機会喪失
- 5 一斉導入による事業者間の関係希薄化

詳細は次頁参照

原則化について懸念される事項

➤ 市場の透明性・公平性等を確保する観点から、検討事項を過不足なく洗い出して整理が必要

	現行制度により確保されていること	原則化に際して検討すべき事項
1 大規模事業者の 優位性向上	✓ 自社コストに基づく接続料の精算を通じて 事業規模及び設備効率の差を調整することで 競争の公平性を担保	➤ ✓ 事業者間で差を調整する仕組みが失われ 「規模の経済」を享受する大規模MNOの優位性が強まる
2 指定事業者の 説明責任欠如	✓ 接続料の算定・精算に係る届出・協議を通じて 指定事業者が自らの費用構造を説明することで 市場の透明性を担保	➤ ✓ 接続料の算定・精算業務の廃止により 指定事業者の説明機会が失われ 市場全体で費用構造の透明性が低下
3 MVNOにおける 予見性低下	✓ 音声・データのトラヒック比等の配賦比率を用いて算出された データ接続料（卸料金）をもとに、 MVNOは事業継続に係る予見性を確保	➤ ✓ 共通設備の費用配賦の透明性が低下し MVNOにおける予見性が損なわれる
4 新規参入事業者の 成長機会喪失	✓ 接続料の交渉・精算は「新規事業者の参入障壁」ではなく、 制度や費用構造を理解し自社の事業モデルを磨くための 重要なプロセスとして機能	➤ ✓ 他事業者との相互理解や知見を蓄積する等、 新規事業者の成長機会が失われる
5 一斉導入による 事業者間の 関係希薄化	✓ 事業者によって事業規模・参入フェーズが異なる中、 事業者間における接続料の交渉・精算を通じた合意形成の 機会が提供されていることによって、事業者間の関係を構築	➤ ✓ 一斉導入により、事業者間での接続料の交渉・精算業務を 通じた信頼関係構築の機会が失われることによって、 事業者間の関係が希薄化

参考：当社の検討状況

- ビル&キープ方式の導入には、**社内外の幅広い情報に基づく経営判断が必要となることから、情報を収集・分析中**

判断に必要な情報

社外

接続事業者との交渉を通じて得られる
接続コストの考え方に関する情報

社内

接続会計、トラフィックデータ等の
構造的に可視化された自社コスト

当社の状況

- ✓ 接続料の交渉や精算業務を通じた他事業者との
情報交換は重要であると認識
 - ✓ 他事業者との個別協議や他MNOの公開データを通じ、
後発MNOとして知見を蓄積中
-
- ✓ 後発MNOとして接続料算定の仕組化を検討中
 - ✓ 自社コストの情報を踏まえ、ビル&キープ方式の
導入について検討予定

参考：海外におけるビル&キープ方式の原則化の導入状況

- 諸外国においては、ビル&キープ方式に関して市場の公平性に係る論点があることから、事業者への影響等を踏まえ解決すべき論点を整理し、利害関係等を整理できた場合において**段階的に原則化を導入**している

対象		状況	事例概要
欧州 (EU)		未導入	• 既存制度の継続が適当と整理され、原則化は未導入 - ビル&キープ方式は競争促進やコスト削減に資すると評価しつつ、制度面を含め解決すべき論点が多く、EC勧告の実施等により終端接続料が効率的な水準まで下がる事が予想されたため、短中期的には既存制度の継続が正当化できると整理
米国		導入済	• 競争歪み是正を目的に、段階的に導入 - 事業者規模等を鑑み段階的に原則化を導入 - 接続料の上限を規定（規則改正と同時）、事業者間の接続料を統一（～約2年）、大規模事業者を対象に原則化（～約6年）、小規模事業者を対象に原則化（～約9年）
インド		導入済	• 利害対立を踏まえ、導入時期を調整しつつ段階的に導入 - 事業者間の対立もあり、発表された計画から1年遅れる形で、利害関係を調整し、約4年かけて原則化 - 携帯電話間以外で先行導入した後に、携帯電話間でも導入

要望

- 音声接続に係るビル&キープ方式について、接続当事者間の合意に基づいて公平に選択可能である現行制度に対して異論はない
- ビル&キープ方式の制度見直しに係る**検討を開始することにつき理解**するものの、仮に原則化を導入する場合には、市場の透明性・公平性等が損なわれる懸念がないかを含め**検討すべき事項を整理した上で、十分な時間をかけて方針等を公開の場において検証・検討すべき**
- 十分な検証・検討が行われていないため、現時点においては**原則化は時期尚早であることから、現行制度を維持すべき**
- 仮に導入する場合においても、上記の検証・検討に加え、海外の事例等を踏まえ、一斉の導入ではなく、適用範囲や適用方法を整理し、**段階的な導入を検討いただきたい**

本日のご説明内容

1. ビル&キープ方式の「原則化」に対する当社見解
- 2. ヒアリング項目に対する当社回答**

①メタルIP電話に係る接続ルールの在り方（1/2）

論点	ヒアリング事項	当社回答
【論点1】 加入電話の加入者が 一定程度残る2035年頃 までの間の接続料の算定方式	✓ メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。	✓ 「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方 ～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～ 最終答申」においては、非効率性の排除の観点からLRIC方式が継続して採用されたものと理解しております。したがって、メタル回線設備が残る限りは、当該観点に基づき、原則として引き続きLRIC方式を適用すべきと考えます。
	LRIC方式を廃止する意見に賛同する事業者に対しては、以下の点について説明を求めています。 ✓ 直ちに廃止すべきか又はまずはLRICモデルの運用プロセスの簡素化を図るべきか。 ✓ 廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル&キープ方式等）はどうあるべきか。 ✓ 廃止により事業運営にどのような影響を及ぼす可能性があるか。 ✓ 事業運営への影響を踏まえてどのような措置（激変緩和措置等）が必要と考えるか。	✓ 上記回答の通り、メタル回線設備が残る限りは、原則として引き続きLRIC方式を適用すべきと考えます。 ✓ 接続料の上昇により他事業者の事業運営に影響を与える場合においては、激変緩和措置等の対策を検討いただきたく存じます。（激変緩和措置の例：NTT東西殿の「メタルから光/モバイルへのサービス移行」の計画等を鑑み、2025年の料金を上限額として5年程度を目安に適用）

①メタルIP電話に係る接続ルールの在り方（2/2）

論点	ヒアリング事項	当社回答
【論点2】 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」第3項における、有効と認められるデータ提供が行われない場合のLRIC方式の利用	✓ LRIC方式を廃止した場合、裁定方針第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうするか。	✓ メタル回線設備が残る限りは、原則として引き続きLRIC方式を適用すべきと考えます。
【論点3】 その他	✓ その他、IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等のネットワーク環境の変化を踏まえたメタルIP電話に係る接続ルールの在り方について検討すべき事項があるか。	✓ 現時点においては、ありません。

②音声接続料の在り方（1/4）

論点	ヒアリング事項	当社回答
【論点1】 ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備後の音声サービスの現状	✓ IP網への移行後の音声サービスに係る契約数及び音声トラヒックの状況。	構成員限り

②音声接続料の在り方（2/4）

論点	ヒアリング事項	当社回答
【論点1】 ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備後の音声サービスの現状	✓ 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書を踏まえて、ビル&キープ方式の選択可能とする制度整備が実施されたが、その後のビル&キープ方式に関する検討状況。ビル&キープ方式を適用していない場合、その理由。	✓ ビル&キープ方式の導入につきましては、合理性のある経営判断に必要な情報を収集し検討中です。具体的には、社内で算出が必要な接続会計・トラヒックデータ等の構造的に可視化された自社コスト及び接続事業者との交渉を通じて得られる接続コストの考え方に関する情報をもとに導入の判断をすべきと考えます。 ✓ 当社は、接続料算定の仕組みを検討中であり、また他事業者との個別協議や他MNOの公開データを通じ、後発MNOとして知見を蓄積中です。今後必要な情報を踏まえてビル&キープ方式を導入するか判断する予定です。
【論点2】 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか	✓ 音声接続において、事業者間協議では解決し得ない問題（着信網の独占性に起因する着信接続料の高止まり、協議における有効なルールがない等）が存在するとの指摘についてどのように考えるか。	✓ 左記については、ビル&キープの原則化により解決を図るべき事項ではないと認識しております。したがって、いずれの事業者にとっても公平に選択可能な現行制度を維持すべきと考えます。
	✓ ビル&キープ方式について挙げられたメリット（自網コストの効率化、事業者間の公平性、音声接続のコスト削減、参入障壁の軽減等）及びデメリット（小規模事業者の事業継続、競争への影響、コスト回収への影響等）についてどのように考えるか。 ✓ 特にデメリットについて、具体的に問題となる行為、状況としてどんなことが想定されるか。	✓ 社内で算出が必要な接続会計・トラヒックデータ等の構造的に可視化された自社コスト及び接続事業者との交渉を通じて得られる接続コストの考え方に関する情報をもとに、当社においてもメリット・デメリットを検討する予定です。 ✓ デメリットにつきましては、指定事業者が接続約款にビル&キープ方式に係る合意基準を規定し、認可申請(第一種)・事前届出(第二種)を行う必要があることから、指定事業者の交渉力を過度に抑止している恐れがあることが考えられるため、公開の場で検証・検討頂くべきと考えます。

②音声接続料の在り方（3/4）

論点	ヒアリング事項	当社回答
【論点2】 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか	✓ 海外におけるビル&キープ方式の導入に関する検討を踏まえてどのように考えるか。	✓ 諸外国においては、ビル&キープ方式に関して市場の公平性に係る論点があることから、事業者への影響等を踏まえ解決すべき論点を整理し、利害関係等を整理できた場合において段階的に原則化を導入しています。 ✓ 仮に日本において原則化を導入する場合においても、海外の事例を参考に一斉の導入ではなく、適用範囲や適用方法を整理し段階的な導入を検討いただたく存じます。
	✓ 対象とすべき呼種・接続形態、特に、着信課金、国際電話等の片務的な呼種についてどのように考えるか。	✓ いずれの呼種・接続形態においても事業者間協議により選択できることが適切であると考えます。
	✓ 利用者料金に及ぼす効果についてどのように考えるか。	✓ ビル&キープ方式の選択により、規制コストや事業者間精算におけるコストが一定程度削減された場合において、それらが利用者料金の適正化のために分配されるかどうかは各事業者の合理的な経営判断によるものと理解しています。

②音声接続料の在り方（4/4）

論点	ヒアリング事項	当社回答
【論点 2】 接続料の算定等に関する研究会第七次報告書において整理された議論を進めていくべき事項についてどう考えるか	✓ 事業者の投資行動にどのような影響があるか。	✓ ビル&キープ方式の選択により、規制コストや事業者間精算におけるコストが一定程度削減された場合において、それらが事業者の投資行動にどの程度寄与するかは各事業者の合理的な経営判断によるものと理解しています。
	✓ 仮に原則化を行う場合、我が国の接続制度における位置付けについてどのように考えるか。	✓ 音声接続に係るビル&キープ方式について、接続当事者間の合意に基づいて公平に選択可能である現行制度に対して異論はございません。
	✓ 仮に原則化を行う場合、方式変更に伴う時間的、経済的コスト、影響緩和に関する措置（経過措置等）や、導入時期についてどのように考えるか。	✓ ビル&キープ方式の制度見直しに係る検討を開始することにつき理解するものの、仮に原則化を導入する場合においては、市場の透明性・公平性等が損なわれる懸念がないかを含め検討すべき事項を整理した上で、十分な時間をかけて方針等を公開の場において検証・検討すべきであると考えます。
【論点 3】 その他	✓ その他検討すべき事項があるか （例：仮に原則化を行う場合、モバイル接続料における音声／データの費用配賦の簡素化が考えられるか）。	✓ 十分な検証・検討が行われていないため、現時点においては原則化は時期尚早であることから、現行制度を維持すべきと考えます。 ✓ 仮に導入する場合においても、上記の検証・検討に加え、海外の事例等を踏まえ、一斉の導入ではなく、適用範囲や適用方法を整理し、段階的な導入を検討いただたく存じます。

③電柱等・土木設備に係る費用配賦の在り方

論点	当社回答
【論点 1】 メタル縮退の具体的な計画や、それを踏まえたメタル回線と光回線の契約者数の増減及び光回線のコスト増加の見通しはどうか。	✓ NTT東西殿に対する質問と理解しているため、回答いたしかねます。
【論点 2】 併せて、メタル回線と光回線の電柱等・土木設備に係る費用配賦について検討すべき事項があるか。	✓ メタル回線設備の売却益について、算定方法を整理のうえ、有識者による適正性の検証を踏まえた試算結果をお示しいただいた上で、接続料算定においてどのように扱われるのかを公開の場でご議論いただきたく存じます。 ✓ 接続事業者の予見性確保やメタル縮退を考慮した適正な費用配賦や負担の在り方を議論するため、現状の実態及び今後の見通しについて情報を開示いただきたく存じます。特に、メタル縮退が進むFY35までのユーザーや各種設備の具体的な移行計画（ロードマップ）およびユーザー移行後においても発生するメタル回線費用の負担の在り方については、費用配賦の議論の前提となると認識しております。接続事業者の予見性を確保するうえでも極めて重要な内容と考えるため、NTT東西殿に情報を開示いただくとともに、開示された情報を元に光接続料に対する影響を公開の場で議論いただきたく存じます。
【論点 3】 上記事項に加えて検討すべき事項があるか。	✓ メタル縮退に伴い、接続料の上昇により他事業者の事業運営に影響を与える場合においては、激変緩和措置等（上限値を設定等）の対策を検討いただきたく存じます。 (激変緩和措置の例：NTT東西殿の「メタルから光/モバイルへのサービス移行」の計画等を鑑み、2025年の料金を上限額として5年程度を目安に適用)

Rakuten Mobile